

## Global Rewards Update

### 国外財産調書制度: 制度概要

日本

2014年1月

近年、各国の税務当局は自国の居住者が申告する所得を検証するため、自国の居住者が国外で保有する財産や資産に関して、情報の開示を求める動きを活発化させている。米国では、2011年より国外に一定額を超える金融資産を保有する個人に対して、その年の金融資産の開示を義務付けている。一方日本では、2013年1月1日より、新たに国外財産を保有する個人に対する国外財産調書制度が導入された。この制度においては、日本の税法上の永住者が、その年の12月31日において保有する国外財産(金融資産に限定されない)の価額の合計額が5,000万円(約USD50,000)を超える場合には、提出義務が発生する。

#### 提出義務者とは?

所得税法上の永住者(外国籍の場合は、過去10年以内において日本国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年以上である者。日本国籍の場合は、国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する者。)が保有する国外財産(日本国外に保有する財産)の価額の合計額が、その年の12月31日において5,000万円を超える場合には、国外財産調書を提出する義務が生じる。

なお、国外財産調書は確定申告書とは異なる調書であり、確定申告書を提出する義務がない個人、または課税所得がない個人であっても、要件を満たした場合は、国外財産調書を提出する義務がある。

ただし、提出期限までの間に、国外財産調書を提出しないで死亡し、または納税管理人を立てずに出国をしたときは、国外財産調書の提出を要しない。

#### 提出期限は?

その年の12月31日において評価された財産についての調書は、その年の翌年3月15日が提出期限である。

国外財産調書制度は2013年1月1日より導入された制度であるため、2013年12月31日における財産の保有状況を記載した調書が、施行後最

初の国外財産調書となる。提出期限は、2014年3月17日(2014年3月15日は土曜日であるため)となる。

#### 国外財産の報告対象

国外財産とは、日本国外にある財産を指し、また財産とは金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいう。

国外財産調書を提出する際は、国外財産調書に国外財産調書合計表を添付する必要がある。国外に保有する財産の全てを報告する必要があり、財産の区分ごとに集計を行う。調書の記載事項は、財産の種類、用途、所在、数量および価額である。国外財産の価額は、その年12月31日における時価、または時価に準ずるものとして見積価額により評価する。また、日本円で報告する必要があるため、その年の12月31日における最終の対顧客直物電信買相場により邦貨換算をする。

下表にて、一般的な国外財産の評価方法についてまとめてあるが、全ての財産については網羅していないので、注意が必要である。

財産区分	評価方法
土地	① 外国の定める法令により、固定資産税に相当する租税が課される場合には、租税の計算の基となる課税標準額 ② その財産の取得後の価額の変動を、合理的な方法によ

	て見積もって算出した価額 ③ その年の翌年 1 月 1 日から調書の提出期限までに、その財産を譲渡した場合における譲渡価額
建物	① 土地の評価方法①～③に掲げる価額 ② 非業務用の建物は、その取得価額から、その年の 12 月 31 日における経過年数(1 年未満の場合は 1 年)に応ずる償却費の額を控除した金額
預金、貯金等	その年の 12 月 31 日における預入高
有価証券(未上場)	その年の 12 月 31 日における売買実例価額のうち適正と認められる価額
ストックオプション	その目的となる株式のその年の 12 月 31 日における金融証券取引所等が公表する最終価格から権利行使価額を控除した金額
組合契約等に基づく出資	その年の 12 月 31 日または同日前の最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額または利益の額(なければ出資額)に自己出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額
保険金	その年の 12 月 31 日にその保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額

### 不提出・虚偽記載等に対する罰則

不提出や虚偽記載等が発覚した場合には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が課されることがある。ただし、当該罰則は、報告義務がある 2 年目以降(2015 年 1 月 1 日以降に提出すべき調書)より適用される。

確定申告等において過少申告が発覚した場合に、国外財産調書の記載と関連させ、過少申告加算税を減額させるなどの特例が定められている。当該調書を提出し、記載された国外財産に関して過少申告をした場合の加算税は 5%減額される。一方で、当該調書の提出がない場合、または提出された調書に国外財産の記載がない場合は加算税が 5%加重される。これらの過少申告加算税の特例は、2014 年以降提出すべき調書について適用される。

なお、国外財産調書が期限後に提出された場合であっても、所得税等の申告を自主的に修正した場合には、その加算税の計算にあたっては、国外財産調書は期限内に提出したものととして、加重計算等は行われない。

### 財産および債務の明細書

現時点では、所得税法上の居住者(永住者および非永住者)で、その年分の各種の所得金額の合計額が 2,000 万円を超える(約 USD200,000)場合には、全世界における財産および債務の報告が義務付けられている。

今回導入された国外財産調書は、財産および債務の明細書とは異なる新たな調書となる。ただし、国外財産調書に記載している財産に関しては、内容が重複するため、再度財産および債務の明細書に詳細を記載する必要はない。

### Deloitte の見解

国税庁は、国外財産調書制度の導入により、これまで正しく申告されていなかったと思われる国外財産に関する所得税および相続税について、よりの確に管理し、徴収を行う姿勢を示している。

当該調書は確定申告書の提出義務がない永住者、あるいは課税所得がない永住者に対しても申告義務が生じてしまうため、調書の提出義務が発生していることを見逃してしまう可能性が大いにあり得る。例えば、赴任のため日本に滞在している帯同配偶者が、5 年以上日本に居住している場合が挙げられる。帯同配偶者に課税対象所得がない場合においても、その国外財産の価額によって国外財産調書の提出義務が生じるのである。

また、権利行使されていないが、制限解除されているストックオプションについても調書の記載対象である。国外から付与されているストックオプションは、特に見逃しやすいため、注意が必要である。

また、国外財産の評価方法が複雑なため、永住者にとって報告義務があるか否かの判定が問題となることが予想される。そのため、国外財産を保有している場合は、国外財産に関する情報収集をできるだけ早く行い、評価を行った上で、報告義務の判定を行う必要がある。

国外財産調書の作成は煩雑であるが、不提出による罰則が課されないようするためにも、この新しい国外財産調書制度の規定を順守する必要がある。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.tohmatsu.com/tax/nl/](http://www.tohmatsu.com/tax/nl/)

## 問い合わせ

この記事に関するお問い合わせやグローバル報酬制度に関するご相談等は、Deloitte 各国のグローバル報酬制度専門の担当者、または [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp) までご連絡ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“におよぶ人材は、“ファームのネットワークを通じとなることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイトトウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。